

石川県公報

平成 30 年 2 月 21 日（水曜日）

号 外

（第 6 号）

目

次

条 例	
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人 事 課）	1
○石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政経営課）	2
○石川県手数料条例の一部を改正する条例（財 政 課）	4
○介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（長寿社会課）	7
○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（同）	8
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例（同）	22
○介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（同）	23
○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（障害保健福祉課）	40
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（同）	49
○石川県手話言語条例（同）	64
○国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（医療対策課）	67
○石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（同）	69
○いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例（少子化対策監室）	69
○石川県立山中漆器産業技術センター条例の一部を改正する条例（経営支援課）	70
○石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（港 湾 課）	72
○都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（公園緑地課）	73
○石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例（警 察 本 部）	73
○石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（同）	74
○石川県教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局）	76

条

例

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十一年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「（第四号及び第五号の作業に従事したときにあつては、当分の間）」を削り、同項第四号及び第五号を削る。

附則第四項中「遭難救助等作業手当」を「前項の手当」に改め、同項第九号から第十二号までを削る。

附則第六項中「附則第四項第五号、第七号、第九号又は第十一号」を「附則第四項第五号又は第七号」に改める。

附則第七項中「掲げる」を「規定する遭難者等の捜索救助等の」に改める。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための遭難救助等作業手当の特例)

8 警察職員が、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、次に掲げる作業に従事したときは、次項及び附則第十項に規定するところにより、遭難救助等作業手当を支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち知事が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

一 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して知事が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

9 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋(知事が定めるものに限る。)内において行うもの 四万円を超えない範囲内において知事が定める額

一 前項第一号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 一万円を超えない範囲内において知事が定める額

三 前項第二号の作業 一万円を超えない範囲内において知事が定める額(心身に著しい負担を与えると知事が認める作業に従事した場合にあつては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額)

10 同一の日において、前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、知事が定める。

11 警察職員が、特定大規模災害(著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)をいう。)に対処するため第十二条第一項第一号に規定する遭難者等の捜索救助等の作業に引き続き五日を下らない範囲内において知事が定める期間以上従事した場合における同条第二項第一号の規定の適用については、同号中「八百四十円」とあるのは、「八百四十円にその百分の百を超えない範囲内において知事が定める額を加算した額」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第二号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項を次のように改める。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 法第二十二條、第二十三條、第二十六條の一及び第二十六條の三の規定による申請、通報又は届出のあつた者についての法第二十七條第一項の規定による調査	金沢市
--	-----

第二条の表五の項の次に次のように加える。

五の二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「改正法」という。）第七条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第十九條（法第二十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査 ロ 法第三十五條第一項及び第二項の規定による届出の受理及び当該届出に係る事実についての審査 ハ 改正法附則第九十七條第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第三十五條第一項及び第二項の規定による届出の受理及び当該届出に係る事実についての審査 ニ 省令第三条第一項及び第二項（省令第十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知の交付 ホ 省令第四条（省令第十六条において準用する場合を含む。）の規定による通知の交付 ヘ 省令第六条（省令第十三條第二項（省令第十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知の交付 ト 省令第十一条（省令第十三條第二項（省令第十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知の交付	各町
---	----

第二条の表六の項の次に次のように加える。

六の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第一条の二第三号の精神通院医療に係るものに限る。)のうち、次に掲げるもの

イ 法第五十二条第一項の規定による申請に係る事実についての審査(所得の状況に係るものに限る。)

ロ 法第五十六条第一項の規定による変更の申請に係る事実についての審査(所得の状況に係るものに限る。)

各市町

第二条の表三十六の項及び三十七の項中「白山市」を「加賀市、白山市」に改め、同表四十一の項中「加賀市及び」を削り、同表四十二の項及び四十五の項中「加賀市及び」を削り、「白山市」を「加賀市、白山市」に改め、同表四十六の項及び四十七の項中「白山市」を「加賀市、白山市」に改め、同表五十の項、五十一の項及び五十二の項中「加賀市及び」を削り、「白山市」を「加賀市、白山市」に改める。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 石川県都市計画法施行条例(平成十五年石川県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
第二条の表中「加賀都市計画区域、山中都市計画区域、」を削る。

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第三号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表十二の項6中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項7イ中「五千元」を「六千五百円」に改め、同項7ロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項7ハ中「二千七百元」を「三千六百元」に改め、同項10中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同項11イ中「五千元」を「五千七百元」に改め、同項11ロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同項14及び16中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表二十一の項イ中「農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)に規定する家畜死産病傷共済」を「農業保険法(昭和二十二年法律第百八十五号)第九十七条第二項の家畜共済のうち疾病傷害共済」に改め、同表二十六の項17中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表二十七の項4中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改め、同表三十二の項2中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二

条の四第一項第六号ロ」に改め、同表三十六の項17ロ(4)中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項17ハ(1)中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三円」に改め、同項17ハ(2)中「二百二十円」を「二百十円」に改め、同項17ニ(7)中「九十円」を「八十円」に改め、同表六十七の項13中「一万九千円」を「一万七千円」に改め、同表六十八の項2中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同項4中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同項5中「一万七千円」を「一万五千円」に改め、同表七十四の項中27を29とし、26を28とし、25を27とし、24を26とし、23を25とし、22を24とし、21を23とし、20を22とし、19を21とし、18を20とし、17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 法第十二条の七第一項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	十四万七千円	
9 法第十二条の七第七項に規定する二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料	十三万四千円	

別表八十の項を次のように改める。

八十 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)に関する事務	1 法第三条第一項に規定する不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	不動産特定共同事業の許可申請手数料	八万円	
	2 法第四十一条第一項に規定する小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料	六万円	
	3 法第四十一条	小規模不動産	六万円	

	第三項に規定する小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	産特定共同事業の登録更新申請手数料	
--	-------------------------------------	-------------------	--

別表八十二の項中13を15とし、12の次に次のように加える。

13 法第一百七十七条第一項に規定する介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	介護医療院開設許可申請手数料	六万三千円	
14 法第一百七十七条第二項に規定する介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)の申請に対する審査	介護医療院変更許可申請手数料	三万三千円	

別表八十二の三の二の項中5を8とし、4の次に次のように加える。

5 法第二十七条の二第一項に規定する汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に係る承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業譲受等承認申請手数料	十二万円	
6 法第二十七条の二第二項に規定する汚染土壌処理業の合併又は分割に係る承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料	十二万円	
7 法第二十七条の四第一項に規定する汚染土壌処理業の相続に係る承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	十二万円	

別表八十三の六の項9中「七万五千円」を「六万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表十二の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四号

介護保険法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「ヌにあつては」を「ルにあつては」に改め、同号中ヌをルとし、リをヌとし、次の次に次のように加える。

リ 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)

第四条第一項第四号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二項第二号中ハをコとし、ロの次に次のように加える。

ハ 介護医療院

第四条第二項第三号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第六条第一項第一号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同号ニ中「第四条第一項第三号ハからヌまで」を「第四条第一項第三号ハからルまで」に改め、同条第二項第一号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第二十一条の五の十八第一項及び第二項」を「、第二十一条の五の十七第一項第一号及び第二号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項」に改める。

第二条第二号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同条第三号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改める。

第五十一条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条第三項第一号」の下に「、第四十一条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第五号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「場合の」を削る。

第七条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(緊急時等の対応)

第二十二條の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行つているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十一条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第三十四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第三十六條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する

こと。

附則第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十七条)」を

「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第四十二条の二・第四十二条の三)

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第四十二条―第四十七条)」に、

「第五節 削除」を「第五節 共生型居宅サービスに関する基準(第百十四条―第百三十一条)」

に、「第六節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百八十二条―第百八十八条)」を

「第六節 共生型居宅サービスに関する基準(第百八十一条の二・第百八十一条の三)

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準(第百八十二条―第百八十八条)」に改める。

第十一条中「居宅介護支援事業者」の下に「(法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)」を加える。

第十五条第一項中「提供する者」の下に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第百六十五条第二項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第四十二条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。)第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この条及び第百八十一条の二において「障害者総合支援法」という。)第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。)に係る指定障害福祉サ

ビス（障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準等条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準等条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（運用）

第四十二条の二 第五条、第六条（第一項を除く。）及び第七条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について運用する。この場合において、第六条第四項中「利用者（」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第五十九条中「及び第三十二条」を「、第三十二条から第三十六条まで及び第三十七条」に改める。

第六十三条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改める。

第六十五条第五項中「第一百七十一条第十項」を「第一百七十一条第十四項」に改める。

第六十九条第一項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第七十九条中「第四十一条」を「第三十六条まで、第三十七条から第四十一条」に改める。

第八十一条第一項中「指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」を「次に掲げる従業者（以下「訪問リハビリテーション従業者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」という。）

第八十一条第二項中「、基準条例第八十条第一項」を「、基準条例第八十条第一項及び第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる訪問リハビリテーション従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

第八十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改

める。

第九十条中「、看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第九十一条第一項第一号ロ中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十二条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第百十二条中「第三十九条」を「第三十六条まで、第三十七条から第三十九条」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第百十四条 通所介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス基準等条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準等条例第百四十二条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準等条例第百五十二条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支援事業者(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号。以下「指定障害児通所支援基準等条例」という。)第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。))を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定障害児通所支援基準等条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定障害児通所支援基準等条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定障害児通所支援基準等条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。))を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準等条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準等条例第百四十二条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準等条例第百五十二条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定障害児通所支援基準

等条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定障害児通所支援基準等条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準等条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準等条例第一百四十二条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準等条例第一百五十二条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 一 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十七條、第二十八條、第三十四條から第三十六條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十一條、第五十六條、第九十九條、第一百一条及び第一百二条第四項並びに前節(第百十三條を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十條に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第百七條に規定する運営規程をいう。第三十四條において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第二十八條及び第三十四條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第一百二条第四項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百六條第五項及び第百八條第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十二條第二項第二号中「次条において準用する第二十條第二項、第二十七條及び第三十八條第二項」とあるのは「第二十條第二項、第二十七條及び第三十八條第二項」と読み替えるものとする。

第百十六條から第百二十一条まで 削除

第百三十五條中「第三十七條まで」を「第三十六條まで、第三十七條」に改める。

第百四十二條第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第百五十三條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第百六十五條第二項中「(指定居宅介護支援基準等条例第四条第一項に規定する指定居宅介護

支援事業所をいう。)」を削る。

第百六十八条中「第四十一条」を「第三十六条まで、第三十七条から第四十一条」に改める。

第百八十八条中「第三十七条まで」を「第三十六条まで、第三十七条」に改め、「「静養室等」の下に「と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項、第二十七条、第三十八条第二項及び第四十条第二項」とあるのは「第二十条第二項、第二十七条、第三十八条第二項及び第四十条第二項」を加える。

第九章中第六節を第七節とし、第五節の次に次の一節を加える。

第六節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第百八十一条の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス基準等条例第百二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準等条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
- 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百八十一条の三 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十七条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条、第百十条、第百十一条、第百四十七条及び第百四十九条並びに第四節(第百六十八条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第百六十四条に規定する運営規程をいう。第百五十二条第一項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百八条

第三項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百五十二条第一項中「第百六十四条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第百五十五条第三項、第百五十六条第一項及び第百六十二条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百六十七条第二項第二号中「次条において準用する第二十条第二項、第二十七条、第三十八条第二項及び第四十条第二項」とあるのは「第二十条第二項、第二十七条、第三十八条第二項及び第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第百九十一条第一項第四号中「食堂、」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号）第四十二条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

第百九十二条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第二百七条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第二百二十六条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

第二百三十七条中「第四十一条」を「第三十六条まで、第三十七条から第四十一条」に改める。

第二百三十八条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二百四十八条中「第四十一条」を「第三十六条まで、第三十七条から第四十一条」に改める。

第二百五十六条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百六十二条中「第三十五条」を「第三十五条、第三十六条、第三十七条」に改める。

第二百六十五条中「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十七条」に改める。

第二百七十六条中「第三十五条」を「第三十五条、第三十六条、第三十七条」に改め、「利用者」との下に「、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則に次の三項を加える。

6 第二百十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転

換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第八項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

7 第二百四十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

8 第二百二十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百六十六条―第百七十二条）」を

「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第百六十五条の二・第百六十五条の三）に

第八節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第百六十六条―第百七十二条）」

改める。

第八十条第一項中「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士等」を「次に掲げる従業者（以下「介護予防訪問リハビリテーション従業者」に改め、同項に次の各号を加える。

1 医師

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士等」という。)

第八十条第二項中「、基準条例第八十一条第一項」を「、基準条例第八十一条第一項及び第二項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる介護予防訪問リハビリテーション従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

第八十一条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十八条中「、看護職員(歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を削る。

第八十九条第一項第一号ロ中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十二条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第六百六十五条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。)第百二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準等条例第九十九条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

一 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(準用)

第百六十五条の三 第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二及び第百二十一条の四、第百二十九条及び第百三十一条並びに第四節（第百四十二条を除く。）及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百三十四条第一項及び第百三十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百四十二条第二項第二号中「次条において準用する第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項」とあるのは「第五十一条の十三第二項、第五十二条の三、第五十五条の八第二項及び第五十五条の十第二項」と読み替えるものとする。

第百七十五条第一項第四号中「食堂、」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年石川県条例第七号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）

第百七十六条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百九十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第二百十二条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

一 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百二十六条中「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

附則に次の三項を加える。

- 4 第二百四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第六項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

- 5 第二百二十八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

- 6 第二百六条及び第二百三十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石

川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第二十四条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第四十七条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

附則第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」に、「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十四条第一項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め、同条第四項中「入所者」を「入居者」に改める。

第四十六条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

- 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

- 8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われる第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定居宅サービス基準等条例」という。）第九十条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。次項において同じ。）が行うものについては、同条から旧指定居宅サービス基準等条例第九十二条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の際現に介護保険法第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われる第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧指定介護予防サービス基準等条例」という。）第八十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、同条から旧指定介護予防サービス基準等条例第九十条までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年石川県条例

例第四十七号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十七号。以下「指定居宅介護支援基準等条例」という。)第十五条第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第十二条第九号」に改める。

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第七号

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 趣旨、基本方針等(第一条―第三条)
- 第二章 人員に関する基準(第四条)
- 第三章 施設及び設備に関する基準(第五条・第六条)
- 第四章 運営に関する基準(第七条―第四十二条)
- 第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針(第四十三条・第四十四条)
 - 第二節 施設及び設備に関する基準(第四十五条)
 - 第三節 運営に関する基準(第四十六条―第五十四条)
- 第六章 雑則(第五十五条)

附 則

第一章 趣旨、基本方針等

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百十一条第一項から第三項までの規定により、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、

療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第四十四条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、入所者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 療養床 療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分をいう。
- 二 I型療養床 療養床のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。
- 三 II型療養床 療養床のうち、I型療養床以外のものをいう。

第二章 人員に関する基準

（従業者）

第四条 介護医療院は、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 薬剤師
- 二 准看護師
- 三 介護職員
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- 五 栄養士
- 六 介護支援専門員
- 七 診療放射線技師
- 八 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

第三章 施設及び設備に関する基準

（施設）

第五条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の設置等に関する基準は、規則で定める。

(構造設備)

第六条 介護医療院の建物(入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下同じ。)

は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)とする。ただし、規則で定める要件を満たす二階建又は平屋建の介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物(同法第二条第九号の二に規定する準耐火建築物をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。)とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、木造かつ平屋建の介護医療院の建物で規則で定める要件を満たすものについて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いた上で火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないものとする。

3 介護医療院の廊下幅は、一・八メートル以上(中廊下にあつては、二・七メートル以上)とする。ただし、既存建物の改修により整備する介護医療院であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、必要な構造設備の基準は、規則で定める。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提

供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護医療院は、入所申込者又はその家族から申出があつた場合には、前項の文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、同項の文書に記載すべき重要事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものをいう。次項において同じ。）により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、前項の文書を交付したものとみなす。

- 3 介護医療院は、前項の承諾があつた後において、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により同項の規定による電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再度同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第八条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第百十条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十一条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の二十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第十二条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合に

は、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第十二条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第十四条 介護医療院は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四十六条第一項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。以下同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第四十六条において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることが

できる。

- 4 介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十六条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。

- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十七条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護医療院の施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第二

十八条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握(次項及び第九項において「アセスメント」という。)に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入所者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、規則で定める方法により行わなければならない。

11 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(診療の方針)

第十八条 介護医療院の医師の診療の方針は、規則で定めるところによるものとする。

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第十九条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第二十条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 介護医療院は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭^{せいしつ}しなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第二十二條 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好^しを考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第二十三條 介護医療院は、常に入所者の心身の状態、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第二十四條 介護医療院は、適切に入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五條 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が規則で定める要件に該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十六條 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がないと認められるときは、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同令第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第二十七條 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限りでない。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八條 介護医療院の計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 介護医療院は、施設の運営に関する次に掲げる重要事項を定めた規程（第三十五条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）
- 四 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第三十条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によつて介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第三十一条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
（非常災害対策）

第三十二条 介護医療院は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

- 2 介護医療院は、入所者の特性、当該介護医療院の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知しなければならない。
- 3 介護医療院は、施設防災計画に基づき、非常災害時における関係機関との連絡調整及び連携並びに入所者の避難誘導を円滑に行うための体制を整備し、定期的に、当該体制について従業者及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

（衛生管理等）

第三十二条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理

を適正に行わなければならない。

- 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、第九条の十二中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

（協力病院）

第三十四条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

- 2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（掲示）

第三十五条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十六条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 介護医療院は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第三十七条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第三十八条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。

（地域との連携協力等）

第三十九条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携協力その他地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第四十条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第四十一条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 介護医療院は、施設、構造設備及び従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に提供する介護医療院サービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第十二条第四項、第十三条第二項、第十六条第五項、第二十五条、第三十八条第二項及び第四十条第三項の記録

第五章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十三条 第二条及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院(施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室(当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第四十九条において同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。)の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十四条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいてその入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、入居者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 施設及び設備に関する基準

(施設及び構造設備)

第四十五条 ユニット型介護医療院は、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を

設けなければならない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 サービス・ステーション
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の設置等に関する基準は、規則で定める。

3 ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、耐火建築物とする。ただし、規則で定める要件を満たす二階建又は平屋建のユニット型介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、木造かつ平屋建のユニット型介護医療院の建物で規則で定める要件を満たすものについて、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いた上で火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないものとする。

5 ユニット型介護医療院の廊下幅は、一・八メートル以上（中廊下にあつては、二・七メートル以上）とする。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすることができる。

6 前三項に定めるもののほか、必要な構造設備の基準は、規則で定める。

第三節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第四十六条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供したときに入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前二項の支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第四十七条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十九条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数

をいう。)

四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員

五 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員配置を行わなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によつて介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十三条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第二号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十七条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

(規則への委任)

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百二十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第三項及び第四十五条第五項の規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。
- 4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第六条第一項及び第四十五条第三項の規定は、適用しない。
- 5 介護療養型老人保健施設を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下については、第六条第三項及び第四十五条第五項の規定にかかわらず、幅は、一・二メートル以上(中廊下にあつては、一・六メートル以上)とする。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第八号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の
一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条の二）」を
 「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第五十五条の二―第五十五条の五）
 第六節 基準該当通所支援に関する基準（第五十六条―第六十一条の二）」に、
 「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条―第八十一条）」を
 「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第七十八条の二）
 第六節 基準該当通所支援に関する基準（第七十九条―第八十一条）」

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針（第八十一条の二） に、「第五章」を「第
 第二節 人員に関する基準（第八十一条の三・第八十一条の四）
 第三節 設備に関する基準（第八十一条の五）
 第四節 運営に関する基準（第八十一条の六―第八十一条の九）」

六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に改める。

第一条中「第二十一条の五の十五第三項」を「第二十一条の五の十五第四項」に改める。

第二条第四号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を、「平成二十四年石川県条例第五十三号」の下に「。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害福祉サービス基準等条例」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第三条第三項中「第二十一条、第五十条及び第七十三条第一項第一号において」を「以下」に改める。

第四条中「第二十一条の五の十五第二項」を「第二十一条の五の十五第三項」に改める。

第六条第一項第一号を次のように改める。

一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号。次号において「児童福祉施設基準」という。）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ）、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

第六条第一項第二号中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第

六十三号。以下この条において「児童福祉施設基準」という。）」を「児童福祉施設基準」に改め、同条第三項中「置かなければならない」の下に「。ただし、指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる」を加え、同項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童福祉施設基準第二十一条第六項に規定するものをいう。以下同じ。）」を削る。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 指定児童発達支援を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 指定児童発達支援を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第四十九条第一項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第五十条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第五十二条第二項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第五十六条第一項第一号中「指導員又は」を「児童指導員」に改め、「保育士」の下に「又は障害福祉サービス経験者」を加える。

第五十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第六十条中「（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「同条例」を「指定障害福祉サービス基準等条例」に改める。

第六十一条中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を「指定通所介護事業者等」に、「同条例」を「指定居宅サービス基準等条例」に改める。

第六十一条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準等条例第八十条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第六十条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「指定居宅サービス基準等条例」という。）第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第六十一条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介

護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第五十五条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六十三条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）

第七十条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第七十一条中「第二十七条」の下に「（第四項及び第五項を除く。）」を加え、「第四十九条第一項」を削り、「第六十八条」とを「第六十七条」と、第二十七条第一項に改める。

第七十三条第一項第一号を次のように改める。

1 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第七十三条第三項中「置かなければならない」の下に「。ただし、指定放課後等デイサービスの単位（指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。）ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる」を加え、同項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十七条の二を削る。

第七十八条中「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に改め、「第七十七条」との下に「、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、第二十七条第一項」を加える。

第八十一条中「第四十八条、第五十条、第五十一条」を「第四十八条から第五十一条まで」に、「第七十二条、」を「第七十二条及び」に改め、「及び第七十七条の二」を削る。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第七十八条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第二十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第七十二条及び第七十七条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第七章を第八章とする。

第九十条第一項中「第七十二条第一項及び第二項」の下に「、第八十一条の三第一項」を、「指定放課後等デイサービス事業所」とあり」の下に「、第八十一条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり」を加える。

第六章を第七章とする。

第八十三条第二項中「設置等」を「配置等」に改める。

第八十五条を次のように改める。

（準用）

第八十五条 第八十一条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十六条から第八十八条までを次のように改める。

第八十六条から第八十八条まで 削除

第八十九条を次のように改める。

（準用）

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第二十九条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第七十条の二及び第八十一条の六から第八十一条の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の八」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十一条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第八十一条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)に次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 訪問支援員

二 児童発達支援管理責任者

2 前項第一号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

(準用)

第八十一条の四 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは「ただし、第八十一条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第八十一条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供す

るものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十一条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から当該書類の提示を求められたときは、これを提示するよう指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十一条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第五号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十一条の八 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 サービスの利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十一条の九 第十二条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条(第四項及び第五項を除く)、第二十八条から第三十一条まで、第二十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで及び第七十条の二の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十一条の八」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項中「次条」とあるのは「第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)」に改め、同条第四項を削る。

第六条第五項を削る。

第四十七条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第三項中「看護師」を「看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第八項及び第八十二条第五項において同じ。)」に改め、同条第八項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八十二条第五項中「看護師」を「看護職員」に改める。

(石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第四条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成十八年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条の三」を「第四十四条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧条例」という。)第六条(第三項を除く。)に規定する指定児童発達支援事業者については、第一条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「新条例」という。)第六条(第三項を除く。)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五十六条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第五十六条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第四項及び第六条第五項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第二条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十五条―第四十九条)」を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四十四条の二―第四十四条の四)第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第四十五条―第四十九条)」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準(第九十六条―第九十八条)」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十五条の二―第九十五条の五）」に、

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十六条―第九十八条）」

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百十一条・第百十二条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百十条の二―第百十条の四）」

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百十一条・第百十二条）」に、

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十条―第百五十一条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百四十九条の二―第百四十九条の四）」

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十条―第百五十一条）」に、

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条―第百六十一条）」を

「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百五十九条の二―第百五十九条の四）」

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条―第百六十一条）」に、

「第四節 運営に関する基準（第百六十八条―第百七十二条）」を

「第四節 運営に関する基準（第百六十七条の二―第百七十二条）」に、

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百九十一条―第百九十四条）」を

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百九十一条―第百九十四条）」を

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第百九十四条の二）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の三・第百九十四条の四）

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の五）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の六―第百九十四条の十二）」に、

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第百九十四条の十三）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の十四・第百九十四条の十五）

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の十六）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の十七―第百九十四条の二十）」

「第十三章」を「第十五章」に、

「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

第二款 人員に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）」を

第三款 設備に関する基準（第二百一条の六）

第四款 運営に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十二）」

「第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の二・第二百一条の三）

第二款 人員に関する基準（第二百一条の四・第二百一条の五）

第三款 設備に関する基準（第二百一条の六）

第四款 運営に関する基準（第二百一条の七―第二百一条の十一）

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百一条の十二・第二百一条の十三）

第二款 人員に関する基準（第二百一条の十四・第二百一条の十五）

第三款 設備に関する基準（第二百一条の十六）

第四款 運営に関する基準（第二百一条の十七―第二百一条の二十二）

「第十四章 多機能型に関する特例（第二百二条・第二百三条）」

第十五章 削除

「第十六章 多機能型に関する特例（第二百二条・第二百三条）」に、「第十六章」を「第十七章」に、「第十七章」を「第十八章」に改める。

第二条第五号中「平成二十四年石川県条例第五十一号」の下に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準」に改め、「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、指定通所支援基準第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第二条第一項中「第七章から第十三章まで」を「第八章から第十五章まで」に改める。

第六条第一項中「第二百一条の二及び第二百一条の十第二項」を「第二百一条の十二及び第二百一条の二十第二項」に改める。

第四十九条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十四条の二 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」と

いう。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第四十四条の四 第五条(第三項及び第四項を除く。)、第六条第二項、第七条及び前節(第四十条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第八十条第一項第二号中「第十六章」を「第十七章」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十七条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十七条を次のように改める。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第九十七条 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。)(が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第百五十条の二において同じ。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項又は第七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。))を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十五条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。))

の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第六条第一項に規定する指定児童発

達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十五条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十五条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第二十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第一百条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準第一百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)第二百三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者を

いう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百十条の二 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第九十九条及び前節(第九十九条及び第百十条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第百二十条第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第百二十一条の見出しを「(重度障害者等包括支援計画の作成)」に改め、同条第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第四項とする。

第百四十二条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第百四十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第百五十条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第八章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百四十九条の二 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百四十九条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十

七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十二条及び前節(第百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第百五十二条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第百五十九条中「第八十八条」を「第八十七条の二」に改める。

第百六十条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第百五十九条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百五十九条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第百四十七条、第百四十八条、第百五十二条及び前節(第百五十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十章第四節中第百六十八条の前に次の一条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第百六十七条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第百七十二条中「第八十六条」の下に「、第八十七条、第八十八条」を加え、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改める。

第十七章を第十八章とし、第十六章を第十七章とし、第十五章を削る。

第二百一条第一項中「指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定通所支援基準」に、「同条例」を「指定通所支援基準」に改める。

第十四章を第十六章とする。

第百九十九条第三項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の下に「（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）」を加える。

第二百一条の十二中「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に改め、同条を第二百一条の二十二とし、第二百一条の八から第二百一条の十一までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の七第一項中「第二百一条の九」を「第二百一条の十九」に改め、同条を第二百一条の十七とし、第二百一条の二から第二百一条の六までを十条ずつ繰り下げる。

第二百一条の二中「前節」を「第四節」に、「第二百一条の十二」を「第二百一条の二十二」に、「第二百一条の四第一項」を「第二百一条の十四第一項」に改め、同条を第二百一条の十二とする。

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第二百一条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百一条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者）

第二百一条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 世話人
- 二 生活支援員
- 三 サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

(準用)

第二百一条の五 第百九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

(設備)

第二百一条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、共同生活住居の設備の設置等に関する基準は、規則で定める。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百一条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第九十九条に規定する指定短期入所(第百条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百一条の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百一条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機

関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一条の十一 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第百五十七條の二、第百九十八條の二から第百九十八條の六まで及び第百九十九條の三から第二百條の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第百九十九條の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第百九十八條の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第百九十八條の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第五十五条第一項」と、「第六十七條」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十条」と、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第七十五条第二項」と、「次条」とあるのは「第二百一条の十一」と、同項第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において読み替えて準用する第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第九十四条中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十七條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支

給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）』と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

（基本方針）

第百九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第六条の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百九十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 就労定着支援員

二 サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

（準用）

第百九十四条の四 第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第二節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第百九十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第百九十四条の六 サービス管理責任者は、第百九十四条の十二において準用する第六十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した

日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（実施主体）

第百九十四条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第百九十四条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

（サービス利用中に離職する者への支援）

第百九十四条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

（運営規程）

第百九十四条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第百九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 次条において読み替えて準用する第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 次条において準用する第三十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する第二十一条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

(基本方針)

第百九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第百九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に次に掲げる従業者を置かなければならない。

- 一 地域生活支援員
- 二 サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者の配置等に関する基準は、規則で定める。

（準用）

第百九十四条の十五 第五十二条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第百九十四条の十六 第百九十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）

第百九十四条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第百九十四条の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（随時の通報による支援等）

第百九十四条の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

（準用）

第百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第百九十四条の六、第百九十四条の十及び

第百九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する第百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

附則第二項及び第三項中「第二百一条の六」を「第二百一条の十六」に改める。

附則第七項の見出し中「指定共同生活援助事業所」の下に「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、同項中「指定共同生活援助事業所の利用者」を「指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者」に、「指定共同生活援助事業所の従業者」を「指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第百九十九条第三項」の下に「及び第二百一条の八第四項」を加える。

附則第八項中「の利用者」を「又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者」に、「の従業者」を「又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「第百九十九条第三項」の下に「及び第二百一条の八第四項」を加える。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十五号)の一部を次のように改める。

第二条第二号中「放課後等デイサービスをいう。)の事業」の下に「、居宅訪問型児童発達支援(同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第五十一条中「、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第五十五条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第五十六条中「、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第六十条中「第四十五条」を「第四十四条の二」に改める。

第六十四条の次に次の一条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第六十四条の二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第六十九条中「第四十三条」の下に「、第四十四条、第四十五条」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第三項及び第八条に規定する指定障害者支援施設については、第二条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第七条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

石川県手話言語条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十号

石川県手話言語条例

手話は、手や指、体の動きや表情などにより意思や抽象的な概念を視覚的に表現する独自の言語であり、ろう者は手話を用いて、思考や意思疎通を行い、知識を蓄え、文化を創造してきた。

我が国において、手話は明治時代にその起源を有し、知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために、ろう者が大切に受け継ぎ、発展させてきたものである。その一方で、手話を習得し、使用することが制約された時代が長く続いてきたことを忘れてはならない。

こうした中、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話は言語であると定義されたことで、手話が言語として国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成二十三年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成二十六年に障害者の権利に関する条約が批准され、手話が言語であるとの位置づけが制度的には確立されたところである。

しかしながら、手話についての県民の理解は未だ十分に深まっているとは言い難い状況にある。

このため、手話はろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要な言語であるとの認識の下、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県及び市町の責務並びに県民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定め、もって障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話は、独自の体系を有する言語であり、ろう者（聴覚障害者であつて、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきた文化的所産であることを理解しなければならない。

2 手話は、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、及び他者との意思疎通を図るために必要なものであることを理解しなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町その他の関係機関と連携して、ろう者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるもの（以下「社会的障壁」という。）の除去に関して必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者その他の手話を使用できる者（以下「手話通訳者等」という。）の協力を得て、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町の責務)

第四条 市町は、基本理念にのっとり、地域の関係機関と連携して、社会的障壁の除去に関して必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、県及び市町の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び県民に対する手話の普及に協力するよう努めるものとする。

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上に努めるとともに、基本理念に対する県民の理解の促進及び県民に対する手話の普及に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇

用するときは、手話の使用に対して合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

(手話に関する施策の策定及び推進)

第七条 県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定により策定する都道府県障害者計画において、手話に対する県民の理解の促進及び手話の普及に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項の計画を策定しようとするとき、又は変更しようとするときは、石川県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保)

第八条 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念に対する理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するよう努めるものとする。

(学校における取組の推進)

第九条 聴覚障害のある幼児、児童及び生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を学び、又は手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し、手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

(手話通訳を行う人材の育成)

第十条 県は、市町その他の関係機関と協力して、手話通訳者等及びその指導者の養成及び手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(手話による情報発信等)

第十一条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得できるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を取得することができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第十二条 県は、ろう者に対してサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときに手話の使用に対して合理的な配慮を行うための事業者の取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十三条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十一号

国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県特別会計条例の一部改正)

第一条 石川県特別会計条例(昭和二十九年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

本則中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

二 石川県国民健康保険特別会計 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第十条の規定により、国民健康保険事業に係る経理区分を明確にし、その経理の適正を図るため。

(石川県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第二条 石川県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年石川県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第六条第一項」を「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。)第八十一条の二第二項」に改める。

第二条中「一般会計」を「石川県国民健康保険特別会計」に改める。

第六条を次のように改める。

(処分)

第六条 基金は、法第八十一条の二第二項第一号に掲げる事業に係る貸付金(次条及び第八条において「貸付金」という。)の貸付け、同項第二号に掲げる事業に係る交付金の交付又は法第八十一条の二第二項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第七条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

(貸付金の償還方法)

第七条 貸付金の貸付けを受けた市町は、借入総額について、償還期限(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和二十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第十四条

第五項に規定する償還期限をいう。次項において同じ。）までに償還しなければならない。

- 2 市町は、償還期限までに貸付金を償還しないときは、その延滞日数に応じ、その償還しない額につき年十パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（繰上償還）

第八条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町が、貸付金を貸付けの目的以外の用途に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせることができる。

- 2 貸付金の貸付けを受けた市町は、前条第一項の規定にかかわらず、貸付金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

（交付の要件）

第九条 政令第十七条第一項の特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 多数の被保険者が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等により地域経済に特別の事情が生じたこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、被保険者の生活に重大な影響を及ぼす事情が生じたこと。

（拠出金）

第十条 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金（以下この条において「拠出金」という。）は、当該拠出金に係る交付金の交付を受けた市町が負担するものとする。

- 2 拠出金の徴収は、政令第二十二條第一項に規定する年度において行つものとする。
- 3 知事は、拠出金の額を算定した場合には、市町に対して拠出金の額、納付の期限その他必要な事項を通知するものとする。
- 4 市町は、納付の期限までに拠出金を納付しないときは、その延滞日数に応じ、その未納額につき年十パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（繰入れ方法）

第十一条 法第八十一条の二第二項の規定により取り崩した額の繰入れは、その取り崩した総額について、繰入れ期限（政令第二十一条に規定する繰入れ期限をいう。）までに行つものとする。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 2 知事は、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、第六条の規定にかかわらず、法附則第二十五条に規定する必要な費用に充てる場合に、基金の一部を処分することができる。

（石川県国民健康保険自立等支援基金条例の廃止）

第二条 石川県国民健康保険自立等支援基金条例（平成十五年石川県条例第三十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十二号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十万分の四十一」を「十万分の四十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十三号

いしかわ子ども総合条例の一部を改正する条例

いしかわ子ども総合条例(平成十九年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の見出し中「利用」を「利用等」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下この条において「環境整備法」という。)第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下この条において同じ。)は、環境整備法第十四条に規定する説明をするときは、書面又は電子計算機の映像面に表示する方法により説明しなければならない。

- 2 保護者は、環境整備法第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、規則で定めるところにより、青少年の業務又は日常生活においてフィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由として規則で定める理由その他の事項を記載した書面(当該理由その他の事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。)を含む。次項において同じ。)を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(環境整備法第二条第八項

に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。)に提出しなければならない。

- 3 保護者は、環境整備法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合には、規則で定めるところにより、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しないことが正当である理由として規則で定める理由その他の事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

第三十四条の二第七項中「第五項」を「第六項」に、「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第二項又は前項の書面の提出を受けた場合に限り、環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務であつてフィルタリングサービスを利用しないものを提供すること又はフィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、規則で定めるところにより当該書面を保存しなければならない。

第五十八条第一項第一号中「第三十四条の二第五項」を「第三十四条の二第六項」に改め、同項第二号中「第三十四条の二第六項ただし書」を「第三十四条の二第七項ただし書」に改め、同項第七号中「第三十四条の二第二項、第三項若しくは第六項ただし書」を「第三十四条の二第二項から第四項まで若しくは第七項ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

石川県立山中漆器産業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十四号

石川県立山中漆器産業技術センター条例の一部を改正する条例

石川県立山中漆器産業技術センター条例(平成八年石川県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条第二項中「第十八条第五項」を「第二十条第六項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二條第一項各号列記以外の部分中「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同項第一号中「第十七條第二項各号」を「第十八條第二項各号」に改め、同條第二項中「第十七條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條を第二十四條とする。

第二十一條を第二十三條とし、第二十條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。

第十八條第一項中「前條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同條第三項中「使用者」を「使用者（レンタル工房の使用者を除く。）」に改め、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

- 4 レンタル工房の使用者は、毎月十日（使用の承認の期間の初日（以下「使用開始日」という。）が月の初日でない場合は、使用開始日から十日を経過する日）までに、その月の使用料を納付しなければならない。

第十八條を第二十條とし、同條の前に次の一條を加える。

（レンタル工房の使用の承認の期間）

第十九條 レンタル工房の使用の承認の期間は、三年以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、知事の承認を得て、当該期間を延長することができる。

第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一條を加える。

（レンタル工房の使用者の資格）

第十七條 レンタル工房を使用することができる者は、山中漆器の制作に従事し、かつ、相当の経験と技能を有する者として規則で定める基準を満たすものとする。

別表を次のように改める。

別表（第二十條関係）

一 開放機器等（レンタル工房を除く。）の使用料

区 分	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前九時から 正午まで	午後一時から 午後五時まで	午後六時から 午後九時まで	午前九時から 午後九時まで
一 第一講義室	一、七八〇円	二、三〇〇円	二、三〇〇円	六、三八〇円
二 第二講義室	一、九九〇円	二、六一〇円	二、六一〇円	七、二二〇円
三 試作研究室	二、〇八〇円	二、八三〇円	二、八三〇円	七、七四〇円
四 来室	一、八九〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	六、六九〇円
五 開放機器	購入価額、耐用年数等を考慮して知事が定める額			

備考

- 一 使用時間が午前、午後、夜間又は全日の時間に満たない場合の使用料は、当該午前、午後、夜間又は全日の使用料とする。
- 二 冷暖房期間中は、一の項から四の項までに掲げる施設の使用料の額に百分の二十を乗じて

得た額を加算する。

三 算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 レンタル工房の使用料

単 位	金 額	
一室一月につき	使用開始日の属する月から十二月までの期間	六、五〇〇円
	使用開始日の属する月から十二月を超え二十四月までの期間	一三、〇〇〇円
	使用開始日の属する月から二十四月を超え三十六月までの期間	一九、五〇〇円
	使用開始日の属する月から三十六月を超える期間	二六、〇〇〇円

備考

一 使用開始日が月の初日でない場合又は使用の承認の期間の満了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料は、日割をもつて計算する。

二 算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- レンタル工房の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十五号

石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

第一条 石川県港湾施設管理条例（昭和三十年石川県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一荷役機械の部ガントリークレーンの項中「六五、五七一、四二〇円」を「八八、八八一、〇〇〇円」に改める。

第二条 石川県港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

別表第一荷役機械の部ガントリークレーンの項中「八八、八八一、〇〇〇円」を「八九、九三〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十六号

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県都市公園条例の一部改正)

第一条 石川県都市公園条例(昭和三十九年石川県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政令第六条第六項に規定する場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、法第五条の二第一項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、公園面積の百分の十を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第一条の四の次に次の一条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第一条の五 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

(石川県建築基準条例の一部改正)

第二条 石川県建築基準条例(昭和四十九年石川県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十七号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例(昭和二十九年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正す

る。

別表寺井警察署の項中「寺井警察署」を「能美警察署」に改める。

別表付表一中「野田町」の下に「、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目」を加える。

別表付表三中「大河端町」の下に「、大河端西一丁目、大河端西二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表寺井警察署の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十八号

石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の項6中「一万千円」を「九千九百円」に改め、同項8中「一万五千円」を「一万三千円」に、「一万千七百円」を「一万円」に改め、同項19(一)中「八千円」を「八千七百円」に改め、同表三の項3中「二千四百円」を「二千百円」に改め、同表四の項1中「二万五千円」を「二万二千円」に改め、同表五の項2中「四千六百円」を「五千四百円」に改め、同表六の項6中「千六百円」を「千八百円」に改め、同項8中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表七の項7中「二千円」を「千八百円」に改め、同項10イ(1)中「千六百円」を「千五百五十円」に改め、同項10イ(3)中「四千四百円」を「四千百円」に、「七千五十円」を「六千六百円」に改め、同項10ロ(2)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同項10ロ(3)中「二千二百円」を「二千五百五十円」に、「三千百円」を「三千三百五十円」に改め、同項10ハ(3)中「二千九百五十円」を「二千六百円」に、「四千五百円」を「四千五十円」に改め、同項10ニ(1)中「千八百五十円」を「千九百円」に改め、同項10ホ(1)中「千七百五十円」を「千七百円」に改め、同項10ホ(3)中「四千五百五十円」を「四千八百円」に改め、同項10ヘ(3)中「二千八百五十円」を「二千九百円」に、「四千四百円」を「四千三百五十円」に改め、同項11イ中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に改め、同項11ロ中「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同項12イ中「二千円」を「千九百円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に改め、同項12ロ中「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項12ハ中「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に改め、同項12ニ中「千五十円」を「千円」に改め、同項13ロ及び14ロ中「千円」を「千五百五十円」に改

め、同項15を次のように改める。

15 法第百一条第一項、 第百一条の二第一項 又は第百一条の二の 二第一項に規定する 免許証の更新	免許証更新手数料	イ 免許証の更新(法第百一条の 二の二第一項の規定により免許 証の更新の申請をする場合を除 く。) 二千五百円 ロ 免許証の更新(法第百一条の 二の二第一項の規定により免許 証の更新の申請をする場合) 二千五百五十円	
---	----------	--	--

別表七の項17中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同項18中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同項19中「千円」を「千五百円」に改め、同項20イ中「二万三千五百円」を「二万三千四百円」に改め、同項20ロ中「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に改め、同項20ハ中「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に改め、同項20ニ中「二万七千七百円」を「二万五千五百円」に改め、同項21中「千円」を「千五百円」に改め、同項22イ中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に改め、同項22ロ中「一万八千八百円」を「一万八千八百五十円」に改め、同項22ハ中「九千四百円」を「九千六百五十円」に改め、同項22ニ中「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同項23及び24中「千円」を「千五百円」に改め、同項25中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同項26ハ中「二千円」を「千九百五十円」に改め、同項26ニ(1)中「四千円」を「四千四百五十円」に改め、同項26ニ(2)中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同項26ニ(3)中「二千四百五十円」を「二千八百円」に改め、同項26ホ(1)中「四千円」を「四千五百五十円」に改め、同項26ヘ中「千四百円」を「千五百円」に改め、同項26チ中「千三百円」を「千四百円」に改め、同項26リ中「六百五十円」を「七百五十円」に改め、同項26ヌ(5)中「二千四百円」を「二千四百五十円」に改め、同項26ヲ(1)中「四千六百五十円」を「五千円」に改め、同項26ヲ(2)中「四千六百五十円」を「五千円」に、「七千五百五十円」を「七千九百五十円」に改め、同項26ヲ(3)中「五千六百五十円」を「五千八百円」に改め、同項26ヲ(4)中「二千円」を「二千二百五十円」に改め、同項26ヲ(5)中「二千円」を「二千二百五十円」に、「四千三百円」を「四千四百五十円」に改め、同項26ヲ(6)中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同項26ワ中「一万三千二百円」を「一万二千五百円」に改め、同項26カ中「千九百円」を「二千円」に改め、同項26ヨ(3)中「千五百円」を「千八百円」に改め、同項27イ中「二千円」を「八百円」に改め、同項27ロ中「三千八百五十円」を「千四百円」に改め、同表八の項1中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表九の項7及び16中「二千円」を「千八百円」に改め、同表十の項1中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同項2中「千九百円」を「千七百円」に改め、同表十一の項2中「千五百円」を「千六百円」に改め、同項3中「千円」を「千五百円」に改める。

別表付表一の一の項2中「三千六百円」を「三千五百五十円」に改め、同項3中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項1中「二千四百五十円」を「二千五百円」に改め、同項2及

び3中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表四の項1中「二千四百五十円」を「二千五百円」に改め、同項2及び3中「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項1中「二千円」を「二千三百五十円」に改め、同項2中「千九百五十円」を「千九百円」に改め、同項3中「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項1中「千七百五十円」を「千八百円」に改め、同項2中「二千百円」を「二千五十円」に改め、同表備考一中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千円」に、「三千百円」を「二千九百円」に改め、同表備考二中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

別表付表二の一の項2中「三千六百円」を「三千五百五十円」に改め、同項3中「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項1中「千三百五十円」を「千四百円」に改め、同項2中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項3中「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項1中「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同項2中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同項3中「千円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項1及び五の項1中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項1中「千四百円」を「千五百円」に改め、同項3中「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表備考一中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考二中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 石川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成二十八年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「二千円」を「千九百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に改める。

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年二月二十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第十九号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百二十人」を「二千七百八十八人」に改め、同条第二項第一号中「六千八百八十七人」を「六千四百四十六人」に改め、同項第二号中「二百八十五人」を「二百七十五人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

